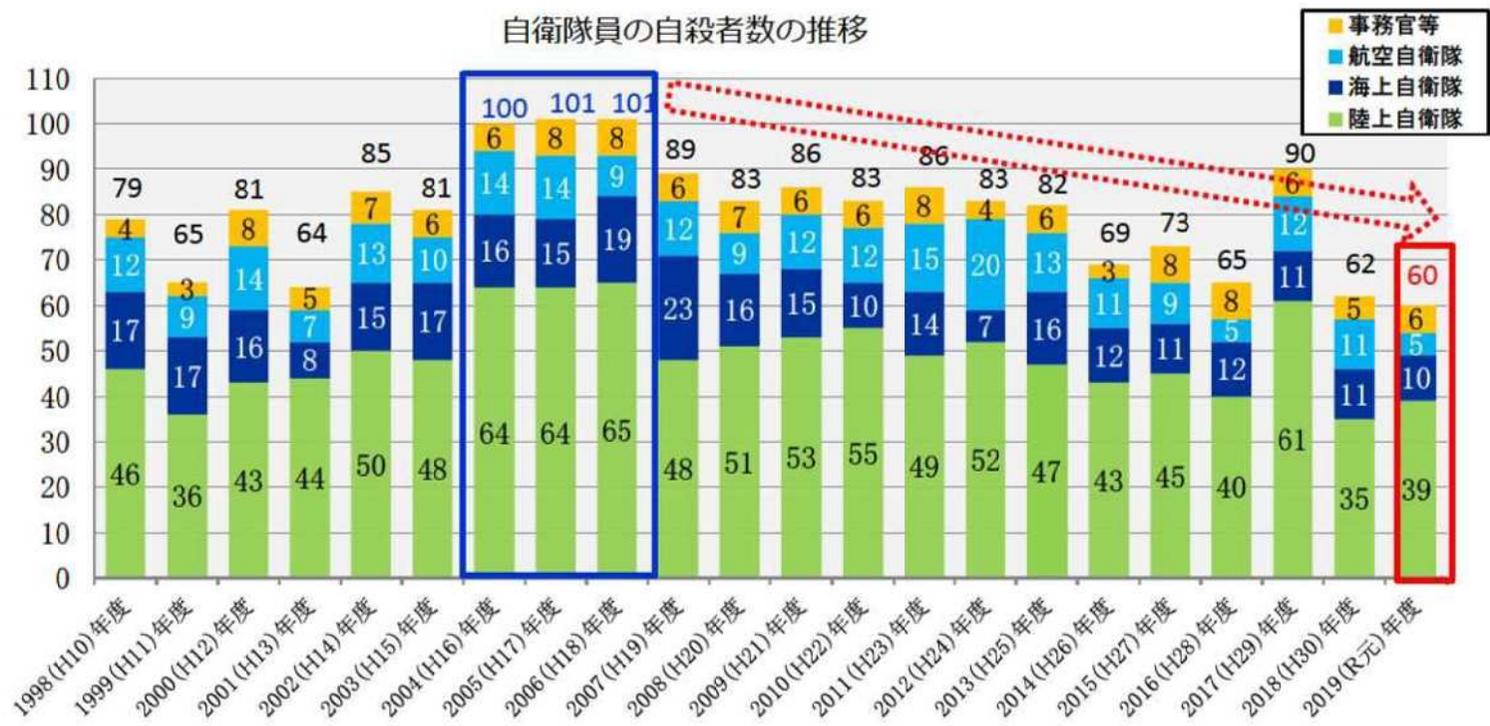


自衛隊員の自殺事故防止・メンタルヘルス関連施策 (1/2) 令和3年3月 防衛省

自衛隊員の自殺者数は、平成16～18年度は100人以上であったが、平成19年度以降は、**緩やかな減少傾向**。しかしながら、依然として、60人程の貴重な隊員の命が自殺により失われている。



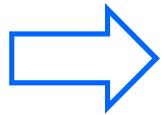
防衛省自殺事故防止対策本部（本部長：大臣政務官）を設置し、部外の専門家の協力も得ながら、自殺の要因分析と対策の検討を実施

自衛隊員の自殺事故防止・メンタルヘルス関連施策 (2/2)

- ✓ 部外の専門家との意見交換（平成31年4月）において、

「自衛官は、一般の方と比較し、困ったときに助けを求める態度に出られない」

との指摘



- 令和元年秋のメンタルヘルス施策強化期間において、

苦しいときに助けを求めることは能力であり、

援助希求できる人ほど自己管理能力が高い

ということを認識させる教育を開始

さらに、以下のような対策も実施

- カウンセリングに対する心理的な抵抗を減らすため、隊員に、**実際に**

カウンセリングを体験させる

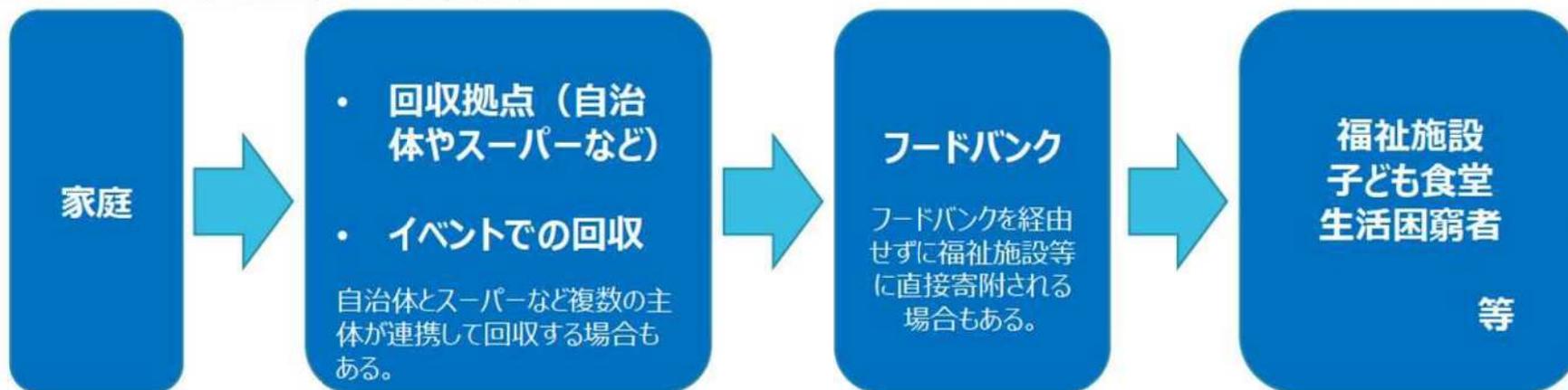
- 若年層のコミュニケーション手段がSNSに移行していることを踏ま

え、LINEによる相談窓口を設置（令和2年2月に試行的に実施）

フードドライブの現状と課題

- **フードドライブ**とは、家庭で余っている食べ物を回収拠点（自治体やスーパーなど）に持ち寄ったり、イベントなどで回収し、それらをフードバンクを通じるなどして、地域の福祉施設や子ども食堂、生活困窮者等へ寄付する活動。
- **近年、全国的に拡大**している。
- 他方、**回収された食品の配送や分配作業に苦勞**しているという課題がある。

フードドライブの流れ（イメージ図）



課題

- スーパーなどの企業や自治体などが、家庭からの食品寄付の受取窓口を設置するなど取り組んでいるものの、回収された食品の配送や分配作業に苦勞しているとの声がある。
 - 食糧のフードバンクへの配送やフードバンクなどから福祉施設等への配送の担い手とコスト
 - 遠方の福祉施設等になるほど配送の費用が増加するため食糧の分配が行き届かない
 - 回収された食糧について福祉施設等でのニーズ（食品の量や種類）とのマッチングの手間 など

東日本大震災被災者の孤独・孤立対策について

令和3年3月復興庁

孤独・孤立対策に関する現状と課題

- 避難生活の長期化に伴う健康面の課題や災害公営住宅での新たな生活の定着に向けた課題等に対応するため、復興のステージに応じた切れ目ない支援が必要
- 災害公営住宅に転居された方の中には一人暮らしとなった高齢者がすくなくなく、孤独死を防止するためにも、日頃からの孤立防止やコミュニティづくりが重要

孤独・孤立防止に資する主な施策

関係予算：被災者支援総合交付金（令和3年度予算案125億円）

コミュニティ形成支援事業

災害公営住宅等における住民同士のコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合など、コミュニティづくりに資する自治体の取組を支援

- ・ コミュニティ活動の支援人材の配置
- ・ 災害公営住宅等における自治会の立ち上げ・活動
- ・ 地域住民との交流会の開催 等

<災害公営住宅における自治会の設立状況>

(R3年2月)

岩手県：183団地のうち169団地で自治会設立（約92%）
宮城県：295地区のうち290地区で自治会設立（約98%）
福島県：143団地のうち、108団地で自治会設立（約76%）

被災者見守り・相談支援事業

被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、応急仮設住宅や災害公営住宅等への巡回訪問等による被災者の見守り・相談支援を実施

<被災者見守り・相談支援事業の支援対象世帯数>

H28：62,395
H29：55,115
H30：45,754
R1：41,862

「心の復興」事業

被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じて、他者とのつながりや、生きがいを持って生活することに資する自治体やNPO等の支援団体の活動を支援

(例)

- ・ 農作業を行い、収穫物で地域住民との交流会を開催
- ・ まちづくりのイメージを作成するワークショップの実施
- ・ 手作りグッズの制作活動

<心の復興事業の参加者数>

H28：56,482
H29：64,031
H30：68,068
R1：41,887

※ このほか、被災者の心のケア支援事業等を実施

今後の方向性

- 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）に基づき、コミュニティ形成や心の復興、見守り・相談支援等の取組については引き続き対応が必要なことから、事業の進捗に応じた支援を継続する。

孤独・孤立対策に関する施策について

令和3年3月12日

総務省

孤独・孤立対策に資する総務省の主な取組

地域全体のつながり強化に資する施策

- 地域おこし協力隊及び集落支援員の活用
- 地域づくりの担い手となる地域外の関係人口の創出・拡大
- 地域課題の解決に取り組む地域運営組織等への支援 等

SNS・インターネットに係る自殺防止対策に資する施策

- SNS事業者等による自殺対策の取組支援
- インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ 等

個別施策の概要 (参考)

地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

○**制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの**「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る**取組。

○**実施主体**：地方公共団体

○**活動期間**：概ね**1年以上3年以下**

○**地方財政措置**：

◎地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**

① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり470万円上限

(報償費等270万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)

※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大320万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人当たり470万円の上限は変更しない。)

② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限

※ 令和3年度に限り、対象期間を最終年次又は**任期終了2年以内**へ延長

③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限

④ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限

⑤ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：1団体あたり100万円上限(プログラム作成等に要する経費)、1人・1日あたり1.2万円上限(活動に要する経費)

⑥ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

◎都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)

◎都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置(令和2年度から)



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組団体数の推移

⇒ **令和6年度に8,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人、令和元年度：154人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の**約4割は女性**

隊員の**約7割が20歳代と30歳代**

任期終了後、**約6割が同じ地域に定住**
※H31.3末調査時点

集落支援員について

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※令和元年度 専任の「集落支援員」の設置数 **1,741人** ※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 **3,320人**

〈専任の「集落支援員」の属性〉 約4割が60代、約5割が元会社員・元公務員・元教員、約9割がそれまで暮らしていた地方自治体で活動

・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進(下記フロー図のとおり)

・総務省 ⇒地方自治体に対して、**財政措置(特別交付税措置)**、情報提供等を実施

〈特別交付税措置〉

○措置額 … 集落支援員1人あたりの上限額 ・**専任※ 430万円 (令和3年度予定)** ・兼任 40万円

※兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む。

- 対象経費… ①集落支援員の設置に要する経費、②集落点検の実施に要する経費
③集落における話し合いの実施に要する経費
④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員による支援

■集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施

■集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進(「集落点検」の結果を活用)

《 集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策 》

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

支援

総務省

関係人口について

- **「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者。**
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、**「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる。**

関係人口が増えることの意義

関係人口は、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、**地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながるほか、将来的な移住者の増加にもつながる**ことが期待される。また、関係人口の創出・拡大は、受入側のみならず、**地域に関わる人々にとっても、日々の生活における更なる成長や自己実現の機会をもたらす**ものであり、双方にとって重要な意義がある。

(第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」抜粋)

関係人口のイメージ



関係人口の取組例



<宮崎県五ヶ瀬町 (R元モデル事業)>
県立中高一貫校の卒業生を対象とした
関係人口案内人育成



<鳥取県鳥取市 (R元モデル事業)>
地方の農業に関心のある都市部からの
滞在者との協働による農業用水路の修繕



<愛媛県西条市 (H30モデル事業)>
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での
「LOVE SAJO ファンクラブ」を活用した地場産品のPR



<島根県邑南町 (H30モデル事業)>
「はすみファンと共に創る地域」事業
での「INAKAイルミ」の実施

地域運営組織の取り組みに対する支援

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。（全国には概ね小学校区を単位に5, 236組織がある。）

地域運営組織に関する調査研究等

○地域運営組織に関する調査研究等

- ・先進事例調査
- ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等



○実態把握調査

地域運営組織の活動状況等に関する全国的な実態を把握することを目的として、全国の地方公共団体及び地域運営組織を対象としたアンケート調査の実施

地域運営組織等に関する地方財政措置

1.地域のくらしを支える住民共助の仕組みづくり【市町村】

(1) 地域運営組織の運営支援

①運営支援に関する経費（運営交付金等）…普通交付税

（（2）と合計で標準団体で700万円）

②形成支援に関する経費（施設改修、ワークショップ[※]開催等）…特別交付税

（措置率1/2・財政力補正）

(2) 高齢者等の暮らしを守る取り組みへの支援

地域における住民同士の支え合いによる生活支援の取り組み（高齢者交流、声かけ見守り、買物支援、弁当配達、預かり保育、子ども食堂等）に係る所要の経費 …普通交付税

※（1）①及び（2）において、一般財源充当額のうち、普通交付税算定額を

上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる（措置率1/2・財政力補正）

2.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】

地域運営組織の運営体制強化に関する収益事業の起業等に係る経費（研修、設備導入、販路開拓等）…特別交付税（措置率1/2・財政力補正）

地域運営組織の活動実態とKPI

活動実態 (令和元年度 総務省調査 (全市区町村対象 1,694市区町村回答))

- 組織数：令和元年度の組織数は全国で5,236組織あり、平成30年度（4,787組織）から449組織増加（9.4%増）
また、地域運営組織が形成されている市区町村は742市区町村あり、平成30年度（711市区町村）から31市区町村増加（4.4%増）

■：地域運営組織の形成数の推移

年度	H28	H29	H30	R1
形成数（組織）	3,071	4,177	4,787	5,236

- 組織形態：法人格を持たない任意団体が約87%、次いでNPO法人が約5%
- 活動拠点：活動拠点を有している組織が約90%、このうち約70%が公共施設を使用
- 活動内容：高齢者交流サービス（50.9%）、声かけ・見守りサービス（41.2%）、体験交流事業（34.4%）、公的施設の維持管理（26.7%）など多様
(複数回答)
- 収入：生活支援などの自主事業の実施等による収入（※）の確保に取り組む地域運営組織の割合:46.1%
※会費、補助金、寄付金等以外の収入
- 課題：人材（担い手、リーダー、事務局）の不足、活動資金の不足、地域住民の当事者意識の不足など

『第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」』（令和元年12月20日閣議決定）重要業績評価指標（KPI）

- 住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：7,000団体（2024年度）
- 生活支援などの自主事業の実施等による収入の確保に取り組む地域運営組織の割合：60%（2024年度）

過疎地域持続的発展支援交付金

R3予算案 7.8億円
(R2予算額 6.9億円)

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)

※ 交付対象経費の限度額 1,500万円

(下記事業については、限度額を上乗せ)

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- ③ 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

- 令和3年度予算案 4.0億円 (令和2年度予算額4.0億円)

② 過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)

※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加

※ 交付対象経費の限度額 2,000万円

- 令和3年度予算案 2.3億円 (令和2年度予算額1.4億円)

③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

- 令和3年度予算案 0.9億円 (令和2年度予算額0.9億円)

④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)

〈例〉

- ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
- ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
- ・食肉、農産物等の加工施設

- 令和3年度予算案 0.6億円 (令和2年度予算額0.6億円)

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R3予算案:4.0億円

○「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1)対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2)事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
- (3)対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- (4)交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)

※下記事業については、限度額を上乗せ

- ①専門人材を活用する事業(+500万円)
- ②ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

総務省におけるSNS事業者等による自殺対策の取組支援

自殺関連情報への対応

- 事業者団体が策定する「契約約款モデル条項」において、自殺誘引情報等を禁止行為として規定。
- 平成29年11月・12月に、事業者団体に対して、加盟事業者に対し、自殺関連情報への対応の徹底を周知すること等の要請を実施。

事業者とNPO法人をつなぐ場の開催

- 関係省庁とともに検索事業者やSNS事業者と自殺対策に取り組むNPO法人をつなぐ場を開催
- ⇒ 検索事業者・SNS事業者と、自殺対策に取り組むNPO法人の間で取組紹介や意見交換を実施

NPO法人: OVA、自殺対策支援センター、ライフリンク、BONDプロジェクト、Light Ring。
SNS事業者: グリー、Facebook Japan、LINE
検索事業者: NTTレゾナント、グーグル、日本マイクロソフト、ヤフー
関係省庁: 内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

若者等への教育啓発

- e-ネットキャラバンの講座において、自殺誘引情報等の書込みは利用規約等に違反することを伝えていくなど、SNS等の適正利用を促進

注) e-ネットキャラバン: 青少年・保護者等に対する学校等の現場での「出前講座」

SNS/検索サービスによる相談窓口の案内

- 自殺のリスクのある若者に支援の手が届くよう、自殺願望を表す用語で検索をした場合などに適切な相談窓口につなげる取組が重要
- ⇒ 相談窓口を案内する取組の実施を関係省庁とともに事業者に要請(注)

注) 要請先事業者: 検索事業者(平成29年11月22日)、SNS事業者(11月30日)
要請した関係省庁: 総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

自殺

注) その他の自殺に係わるキーワードについても対策を検討中

約55,300,000件

検索ツール

自殺 サイト 自殺サークル 自殺ブログ 自殺やり方 自殺マニュアル で検索

あなたの気持ちを話してください - 厚生労働省

ためらわずに、助けを求めることが、何よりも大切です。
0570-064-556 (こころの健康相談統一ダイヤル)
電話がつかない場合、お近くの相談窓口をお探しの場合は、こちらをご覧ください。
いのちを支える相談窓口一覧

相談窓口の連携強化

- 違法・有害情報相談センター(総務省設置の相談機関)において、自殺誘引情報などの相談についてはインターネット・ホットラインセンター(警察庁設置の通報機関)への通報を案内するなど連携を強化。

今後、孤独・孤立の問題や更なる自殺防止対策に対応していく観点から、SNS事業者・検索事業者、内閣官房・厚労省・文部科学省等と協力し、官民連携の「ソーシャルメディアの活用に関するタスクフォース」を設置予定

「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」の概要

- 社会問題となっているインターネット上の誹謗中傷に対応するため、総務省において、2020年9月に「政策パッケージ」を公表。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ①「インターネットトラブル事例集(2020年版)追補版」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知【2020年9月公表・周知済】
- ②「e-ネットキャラバン」の講座内容にインターネット上の誹謗中傷に関するものを追加【2020年9月実施済】
- ③「#NoHeartNoSNS 特設サイト」(主催:総務省・法務省人権擁護局・(一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構)の拡充等により、社会全体における情報モラルやICTリテラシーが高まるようにするための取組を強化【継続的に実施中】

2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウントビリティの向上

- ①実務者検討会を開催し、法務省人権擁護機関からの削除依頼に対する事業者の円滑な対応を促進【定期的に開催中】
- ②事業者及び事業者団体との意見交換を通じ、誹謗中傷対策の実施や有効性の検討を働きかけ【継続的に実施中】
- ③自主的な取組の報告等により、事業者による透明性・アカウントビリティ確保方策を促進し、取組の状況把握や評価方法の検討を実施【PF研等の場を通じ今年度中に実施】
- ④国際的な制度枠組みや対応状況を注視し、国際的な対話を深化【今年度中に実施】

3. 発信者情報開示に関する取組

- ①電話番号を開示対象に追加する省令改正の実施を踏まえ、弁護士会照会に応じて電話番号に紐付く氏名・住所を回答可能である旨をガイドラインで明確化【2020年11月実施済】
- ②新たな裁判手続の創設や特定の通信ログの早期保全のための方策について、引き続き検討【2020年12月最終とりまとめ公表済】
- ③開示対象となるログイン時情報を明確化するため、省令改正ほか、必要に応じて法改正を視野に、引き続き検討【2020年12月最終とりまとめ公表済】
- ④要件該当性の判断に資する民間相談機関の設置やガイドラインの充実に関する民間の取組を支援【継続的に実施中】

4. 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

- ①違法・有害情報相談センターについて、相談員の増員等による体制強化を図るとともに、相談件数・内容の分析を実施【今年度中に準備、来年度から実施】
- ②相談内容に応じて相談機関間で紹介を行うなど、他の相談機関との連携対応を充実【継続的に実施中】
- ③複数の相談窓口の特徴やメリットを記載した案内図の作成など、ユーザにとって分かりやすい相談窓口の案内を実施【2020年12月公表済】

法務省における孤独・孤立対策に関する施策の現状と課題

現 状	課 題
<h3 data-bbox="159 336 801 400">再犯の防止等に関する施策</h3> <ul data-bbox="159 416 1099 895" style="list-style-type: none">・ 犯罪をした者等が地域社会において孤立することがないよう、地方公共団体による再犯防止の取組を推進している。・ 関係機関等と連携を図りながら、地域の非行・犯罪防止や青少年の健全育成等を通じて、悩みを抱える保護者や本人等が社会から孤立しないよう心理的援助を実施している。・ 刑務所出所者等を対象として、民間の更生保護施設等による宿泊場所や食事の提供、協力雇用主等と連携した就労支援対策を実施している。・ 保護観察・医療観察対象者に対し、社会的孤立による再犯等を防ぐ支援を実施している。・ 民間ボランティアの保護司が、保護観察所と協働して刑務所出所者等の支援を実施している。	<ul data-bbox="1144 416 2080 1437" style="list-style-type: none">・ より多くの地方公共団体において、実効的な再犯防止の取組が実施されるよう、国による更なる支援・ 心理的援助の実施に当たり、専門的技術や知識の維持・向上を継続し、悩みを抱える保護者や本人等が相談しやすい環境整備・ 更生保護施設退所後の孤立を防止するための相談支援などの息の長い支援や、早期離職を防止するための職場定着支援等の充実強化・ 医療等の知見を踏まえた居場所確保や関係機関と連携した支援体制の構築・ 保護司確保のため、負担軽減や活動環境整備等、国による手厚い支援  <ul data-bbox="1144 991 1928 1437" style="list-style-type: none">・ 悩みを抱えた方に対する人権相談窓口の効果的な周知広報・ 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化の一層の推進・ 一元的相談窓口等における通訳等の体制の充実・ 共生社会を支える専門的な支援人材の育成・ 日常生活、社会生活に必要な日本語教育の推進・ 在留外国人を支援するため民間団体との緊密な連携
<h3 data-bbox="159 927 801 991">人権擁護に関する施策</h3> <ul data-bbox="159 999 1099 1110" style="list-style-type: none">・ 法務省の人権擁護機関では、いじめや虐待、ハラスメントを始め、孤独・孤立問題に関連するものを含め、様々な人権問題についての相談を受付けている。	
<h3 data-bbox="159 1123 801 1187">外国人との共生に関する施策</h3> <ul data-bbox="159 1195 1099 1422" style="list-style-type: none">・ 外国人との共生社会の実現のため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定し、在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、①行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備等の暮らしやすい地域社会づくり、②円滑なコミュニケーションの実現のための日本語教育の充実、③外国人の子供の就学機会の確保に係る対策等を推進している。	

1 在外邦人に対するきめ細かい支援

各在外公館の領事が邦人からの様々な相談に応じ、解決方法について一緒に考えたり、日本の家族への連絡を支援するなどして、問題の解決を図る。

2 困窮邦人等対策

「国援法」(注)に基づき、困窮状態に陥り、自ら帰国費用を工面できず、家族・関係者からも支援が受けられない邦人に帰国費用を貸し付けるもの。

(注)国援法:「国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律」

【課題】 帰国後の移動や滞在・生活保護受給等、日本における生活面の支援。

3 海外邦人精神障害対策

海外において精神疾患を抱える邦人の保護・帰国支援のため、現地において精神医療専門家の支援を得るもの。現在、4公館(英・仏・韓・NY総)にて、精神科顧問医との契約を行っている。

【課題】 強制退去させられた精神障害者の国内での受け入れ先の確保。

農林水産省の孤独・孤立対策に関する施策の現状と課題

農林水産省としては、農林水産業や食品産業、農山漁村、食に関する観点から、孤独・孤立対策に向けて積極的に貢献できるよう、関係省庁と連携し、現場のニーズを踏まえながら取り組む。

現 状

「生活困窮者支援」に関連する施策

- 生活困窮者など支援を必要とする人々に、企業等から寄附を受けた食品を提供する「フードバンク」の活動に対する支援を実施

「子どもの見守り」に関連する施策

- 政府備蓄米の無償交付について、従来の学校給食用に加え、食育の一環として子ども食堂（昨年5月から）、子ども宅食（本年2月から）に対して提供
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農林水産物を、学校給食・子ども食堂等に食材として提供する取組を支援
- 地域における共食の場の提供への支援を実施

「地域全体のつながり強化」に関連する施策

- 農林水産業と福祉を連携させる農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、障害者等の雇用・就労機会を創出する取組等を支援

課 題

「生活困窮者支援」に関連する施策

- フードバンクの支援ニーズの増加に対応するためには、食品の受入・提供体制（運搬・保管等）の強化が課題
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域における共食の自粛が続いており、自宅等まで食品を届ける仕組みが重要となっている。

「子どもの見守り」に関連する施策

- 政府備蓄米の無償交付について、令和3年度も支援を求められている
- コロナの影響を受けている農林水産物と、子ども食堂等が必要とする食材のマッチング
- 支援を必要とする子ども食堂等に対する十分な情報提供（厚労省を通じて担当窓口を周知）

「地域全体のつながり強化」に関連する施策

- 農福・林福・水福連携の取組自体や、そのメリットの十分な理解等の認知度向上
- 関心はあっても具体的に踏み出しにくい状況であることから、農林水産業側と福祉施設等側の相互のニーズを結び付ける仕組みの構築が課題

孤独・孤立対策に資する 経済産業省関係の取組について

令和3年3月12日

経済産業省

孤独・孤立対策に資する取組概要

- 孤独・孤立等の社会課題を、ビジネスを通じて解決を目指す事業者等に対して、ビジネスコンテストや実証事業といった環境整備を実施。

【孤独・孤立対策に資する取組の例】

見守りサービス

- ネクタ
【OQTA株式会社】
- 離れて暮らす家族に対して、スマホアプリを使って「愛情鳩時計」を鳴らし、言葉を使わず、愛情を通知する見守りサービス。
 - 経済産業省が毎年実施しているヘルスケア分野の社会的課題解決に挑戦する優れた企業等を表彰するビジネスコンテスト「**ジャパン・ヘルスケアビジネスコンテスト**」の2018年優秀賞獲得。



教育サービス

- 【NPO法人カタリバ】**
- **オンラインとリアル**で行う学習・体験活動の仕組み作り。
 - 廃校となった小学校で、対面での居場所支援、家庭へのアウトリーチ。
 - ICTを活用し、行政・学校・家庭と連携しながら、**不登校の児童生徒に伴走**。



高齢者の移動・活動支援

- 【電動車いす実証】**
- シニア層の交通の安全と生活に必要な移動手段の確保の両立をはかり、**外出及びコミュニティ参加を促す**。
 - そのため、都市部や中山間地域を含む様々な地域での実証や広報活動を実施し、**電動車いすの魅力的な活用・安全な利用を周知**。



国土交通省における孤独・孤立対策に関する施策

●公営住宅

公営住宅は、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で供給されるもの。

- 地方公共団体は、公営住宅を建設（又は民間住宅を買取り・借上げ）して管理（ストック数：約215万戸(H30年度末)）
- 整備費（全体工事費の原則50%）、家賃低廉化（近傍同種家賃と入居者負担基準額との差額の原則50%）を国が助成。

- 入居者資格：①入居収入基準：月収25万9千円(収入分位50%)を上限に、政令で規定する基準(月収15万8千円(収入分位25%))を参酌し、条例で設定
②住宅困窮要件：現に住宅に困窮していることが明らか
- 原則として、入居者を公募。
- 家賃は、入居者の家賃負担能力と個々の住宅からの便益に応じて補正する「応能応益制度」に基づき、地方公共団体が決定

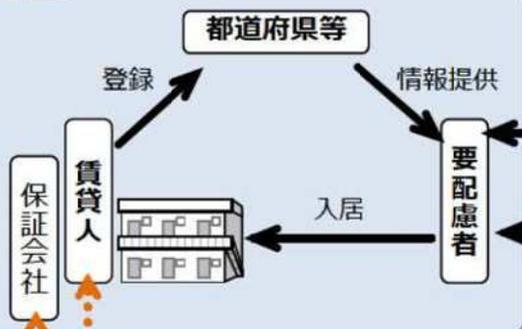
●住宅セーフティネット制度

① 要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度

○登録基準

- ・要配慮者の入居を拒まないこと
- ・面積：原則25㎡以上
- ・地方公共団体が強化・緩和可能

登録戸数：302,341戸（R3年2月末時点）
申請済戸数：487,865戸（R3年2月末時点）



② マッチング・入居支援



③ 国と地方公共団体等による経済的支援

○改修費補助

- ・補助対象工事：
 - ①シェアハウス化
 - ②バリアフリー化
 - ③子育て世帯対応
 - ④新たな日常対応
 - ⑤耐震化
 等の工事

○家賃低廉化補助

- ・対象世帯：月収15.8万円以下の世帯
- ・補助限度額：4～8万円/月（国・地方計）
- ・補助期間：原則10年以内

○家賃債務保証料補助

- ・対象費用：家賃債務保証料
- ・補助限度額：6万円（国・地方計）

○居住支援活動補助

- ・対象：居住支援法人居住支援協議会等
- ・補助対象費用：
 - ①制度の周知、登録促進、
 - ②入居時の相談、マッチング
 - ③入居中の見守り、緊急対応
 - ④死亡・退去時の家財整理 等

1 自殺を防止するための取組

- ・ インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等と連携し、自殺予防措置を実施している。
- ・ インターネット・ホットラインセンター等において、インターネット上の自殺誘引等情報について、サイト管理者等への削除依頼を実施している。
- ・ 自殺の動向のよりの確な把握に資するデータを提供できるよう、自殺統計原票の見直しを行う。

2 犯罪被害者等への支援を通じた孤独・孤立の防止に向けた取組

【被害者支援】

- ・ 指定被害者支援要員（警察職員）が、事件発生直後から、犯罪被害者やその遺族等に対し、病院への付添いや相談・要望対応、民間被害者支援団体の紹介等の支援を行っている。

【性犯罪被害対策】

- ・ 性犯罪被害者の相談しやすい環境を整備するため、都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」を運用している。
- ・ 性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実を図っている。

【DV対策】

- ・ 関係機関と連携し、DV被害者等を安全な場所へ避難させるなど、事案に応じて必要な措置を実施している。



「#8103」の広報ポスター

3 住民等に寄り添い、孤独・孤立を犯罪被害につなげないための取組

【地域における警察活動】

- ・ 交番・駐在所の警察官によるパトロールや巡回連絡等を通じ、地域住民の安全と安心のよどころとなり、身近な不安を解消する機能を果たしている。



巡回連絡

- ・ 外国人に係る犯罪被害の防止等を図るため、外国人コミュニティ等において、防犯等についての広報啓発活動等を行っており、孤立防止等にも寄与している。

【特殊詐欺被害防止の広報啓発】

- ・ 特殊詐欺被害防止に向け、幅広い世代に対して家族の絆の重要性等を訴える広報啓発活動を展開している。



広報啓発用動画



広報啓発用ポスター



非正規雇用労働者、女性、ひとり親世帯等への新たな支援

令和 3 年 3 月 16 日
厚生労働省提出資料

生活に困窮される方への支援（緊急小口資金等の特例貸付・住居確保給付金）

- ◎ 緊急事態宣言の再発出等により、引き続き経済情勢が厳しい状況にあることを踏まえ、緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金の申請期間の延長等を実施。

【緊急小口資金等の特例貸付】

・ **特例貸付**（※1）の申請期間の延長 申請期間を3月末から6月末まで延長

（※1）緊急小口資金、総合支援資金（初回）、総合支援資金（再貸付）

・ **総合支援資金の償還免除要件の明確化**

借受人の早期の生活再建を支援するため、資金種類ごとに一括免除を実施。

<償還初年度（令和4年度）>

緊急小口資金（最大20万円）と総合支援資金（初回、最大60万円）

⇒令和3年度又は令和4年度の住民税非課税（※2）であれば一括免除

<償還2年度（令和5年度）>

総合支援資金（延長、最大60万円）⇒令和5年度の住民税非課税（※2）であれば一括免除

<償還3年度（令和6年度）>

総合支援資金（再貸付、最大60万円）⇒令和6年度の住民税非課税（※2）であれば一括免除

（※2）借受人及び世帯主について確認

・ **女性・非正規・ひとり親向け要件を明確化**

パート等のシフト減による収入減少・養育費の減少が対象となりうることを明確化。

【住居確保給付金】

・ **再支給の申請期間の延長**

3か月間の再支給について、申請期間を3月末から6月末まで延長。

参考

（参考1）緊急小口資金等の特例貸付の実績
（R2.3.25～R3.3.6）（速報値）

決定件数：1,658,285件

決定金額：6601.7億円

（参考2）住居確保給付金の実績
（R2.4～R3.1）

決定件数：123,064件

支給済額：258.2億円

※令和元年度の決定件数：3,972件

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）

- ◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）を支給する。

（1）支給対象者

- ① **児童扶養手当受給者等**（低所得のひとり親世帯）
② **①以外の住民税非課税の子育て世帯**（その他低所得の子育て世帯）
※②の対象となる児童の範囲は①と同じ
（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））

（3）実施主体

ひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村
その他子育て世帯：市町村（特別区を含む）

（2）給付額

児童一人当たり一律 **5万円**

（4）費用

全額国庫負担（10／10）
※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

（5）スケジュール

- ① 低所得のひとり親世帯：迅速な支給を実現する観点から、まずは、**児童扶養手当受給者**について、支給情報をもとに（**申請不要**）、可能な限り早期に支給
※ **直近で収入が減少した世帯等**についても、**申請に基づき**支給
- ② その他低所得の子育て世帯：今後、具体的な制度設計を行い、直近の所得情報の判明以降可能な限り早期に、**申請に基づき**支給

ひとり親家庭向けの支援(高等職業訓練促進給付金・住宅支援資金貸付)

- ◎ 安定就労を通じた中長期的な自立支援や住居確保につながるひとり親自立促進パッケージ(仮称)を策定。

訓練受講中の生活費支援【拡充】 【月10万円】

- ◎ 高等職業訓練促進給付金の給付対象を拡大。

【現行】

1年以上の訓練を必要とするもので国家資格等の取得の場合のみ

(例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

【見直し(案)】

6月以上の訓練を通常必要とする民間資格等の取得の場合も新たに給付対象とする
※デジタル分野の資格や講座(Webクリエイター、CAD、LPIC等)や、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の資格や講座 等

※対象拡大の特例は令和3年度限り

参考

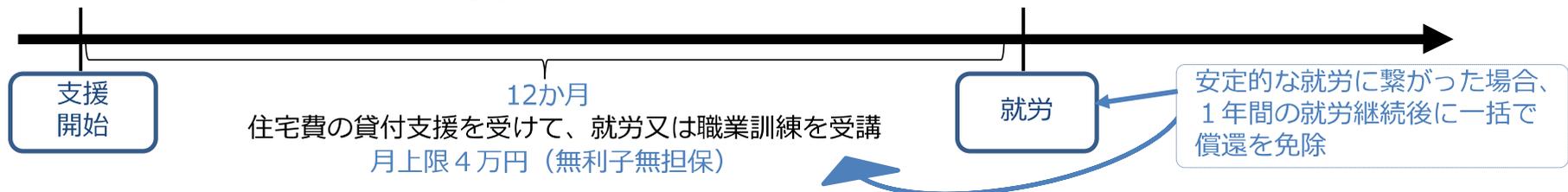
高等職業訓練促進給付金：好条件での就労につながる職業訓練の受講を促進するため、訓練受講期間中の生活費(月10万円)を給付する仕組み

※訓練経費については、自立支援教育訓練給付金(受講料の6割、上限年20万円)等の活用を促進。

就労訓練中の住宅費の支援【新規】 【月4万円】

- ◎ 生活困窮者に対する住居確保給付金とは別に、就労に取り組むひとり親世帯に対し、住居の借りに必要となる資金の償還免除付の無利子貸付制度を創設。

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、就労に資する住宅の居住を促進する観点から、住居の借りに必要となる資金の無利子貸付制度を創設。安定的な就労につながった場合には、1年間の就労継続後に貸付金の償還を一括して免除する等の自立へのインセンティブ方策を導入。



併せて、ネット・SNSやひとり親相談窓口を通じ、支援施策を「伝える」ための取組を推進。

学校休業等により子どもの世話のため仕事を休んだ方への支援（直接申請できる仕組みの導入）

- ◎ 小学校休業等対応助成金について活用いただけていない事業主が一部存在することから、労働者が直接申請できる仕組みの導入を行う。

対応方針

労働局からの小学校休業等対応助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合、労働者が直接申請できるようにする。

- (注) ① 令和2年2月27日から同年3月末までは、小学校休業等対応助成金を労働者が直接申請。
② 令和2年4月以降は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより給付。

- ※ ②については申請に当たって「休業させた」との取扱いとすることに事業主が同意すること、①②ともに休業の事実や賃金の支払状況等について確認が得られることが必要。
- ※ ②について休業支援金・給付金の対象にならない大企業労働者の場合については、企業への助成金活用の働きかけを強化。

参考

小学校休業等対応助成金の概要

- 令和2年2月27日の政府による全国の小学校等の春休みまでの期間の臨時休業の要請を踏まえ、創設。
- 新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため仕事を休まざるを得ない保護者である労働者に対して、企業が有給の特別休暇を与えた場合に、休暇中に支払った賃金相当額を支給する制度（日額上限8,330円（令和2年度は15,000円））。
- 企業が休暇付与・助成金申請に対応してくれないとの相談を都道府県労働局で受けた場合、企業に対する働きかけを実施。令和2年11月に特別相談窓口を設置し、企業への働きかけを強化。
- 働きかけを行った件数のうち、企業が、特別休暇制度を導入・理解を示した・検討すると回答した割合は7割を占める。

(参考1) 特別相談窓口の実績 (R2.11.24~R3.2.28)

労働者からの相談件数：400

うち 労働者の意向を踏まえ企業に働きかけを行った件数：154

うち 導入した、導入に理解を示した件数：76

検討中と回答した件数：37

導入しないと回答した件数：41

(参考2)

小学校休業等対応助成金の支給実績

・支給決定件数：141,135件

・支給金額：475.0億円

※R2.3.18~R3.3.5

孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援

令和3年3月16日
内閣官房提出資料

生活支援等・自殺防止対策

- ・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金や地域自殺対策交付金を活用し、NPO法人等が行う自殺防止に係る取組への支援を強化（補助率10/10）。
- ・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、生活困窮者やひきこもり状態にある方に対し、広域的に生活の支援・住まいの支援、子どもの学習支援等に関する活動を行うNPO法人等（全国団体を含む）について支援（補助率10/10）。

フードバンク支援・子ども食堂等への食材提供に係る補助

- ・フードバンク支援について、時限的に、従来の補助対象から広げ（スタートアップ団体のみならず、全団体を補助対象とする）、補助率を10/10に引き上げ。
- ・子ども食堂等への食材提供に係る補助対象となる補助金の下限を引き下げる等要件を緩和し、支援を拡充。

子供の居場所づくり

- ・地域子供の未来応援交付金について、時限的に、地方自治体が、子供の居場所づくり（子ども食堂、学習支援等）などをNPO法人等へ委託した場合に国の補助率を引上げ（1/2⇒3/4のメニューを拡充）。

女性に寄り添った相談支援

- ・地域女性活躍推進交付金について、時限的に、地方自治体が、コロナ禍で困難を抱える女性に寄り添った相談支援等をNPO法人等に委託した場合に国の補助率を引上げ（1/2⇒3/4のメニューを拡充）。

住まいの支援

- ・公営住宅や建替え予定等のUR賃貸住宅の空き住戸を、NPO法人等に対して定期借家等により低廉な家賃で貸与。当該NPO法人等が新型コロナにより住まいに困窮する者にシェアリング等の形で転貸することで、就労等を見据えた自立支援を行う仕組みを創設。
- ・NPO法人が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助事業につき、入居後の見守り等の支援活動を行う場合に、補助上限額を200万円引上げ。

NPO等が行うきめ細かな生活支援等や自殺防止対策（SNSを通じた相談等）の強化

- 孤立・孤独及び自殺防止に対処するための活動を行うNPO法人等の支援として、
- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金や地域自殺対策交付金を活用し、自殺リスクの高まりを踏まえ、NPO法人等が行う自殺防止に係る取組への支援を強化する。
 - 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、生活困窮者やひきこもり状態にある方に対し、広域的に生活の支援・住まいの支援、子どもの学習支援等に関する活動を行うNPO法人等（全国団体を含む）について支援する。

【事業内容】

1. 自殺防止対策を行うNPO法人等への助成

- 相談体制の強化
 - ・ NPO法人等が行う電話、LINEやチャット等のSNSを活用した相談体制の強化
- 相談員等の養成
 - ・ 電話、SNS相談等に適切な対応と支援を行うための人材の養成
- 自殺防止対策の情報発信の強化
 - ・ 自殺相談窓口等に関する積極的な周知



2. 生活困窮者等に対する支援に関する活動を行うNPO法人等への助成

- コロナ対応として緊急性がある事業であって、生活困窮者やひきこもり状態にある者に対して、電話・SNS相談、居場所づくり、学習の支援、生活上の支援、住まいの確保などに関する活動を広域的に行うNPO法人等に対して、当該活動費に対する助成を行う



【事業スキーム】

- 実施主体：NPO法人等
- 補助率：国 10/10



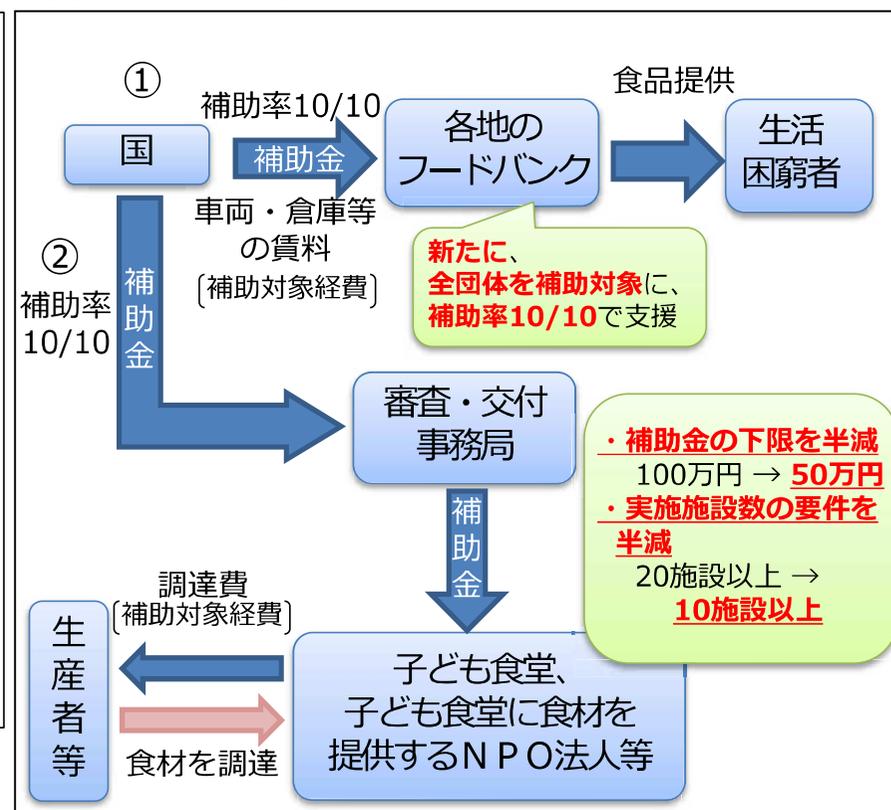
フードバンク支援、子ども食堂等への食材提供に係る補助の拡充

- 今回の緊急事態宣言の再発令の影響で、子ども食堂等を集まれない中、生活困窮者へ食品を届きやすくすることが課題。生活困窮者等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割が重要になっていることから、食品の受入れ・提供体制整備に必要となる経費を支援
- 子ども食堂等への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等に対する補助対象となる補助金の下限を引き下げ、実施施設数に係る要件を緩和し、支援を拡充

【事業内容】

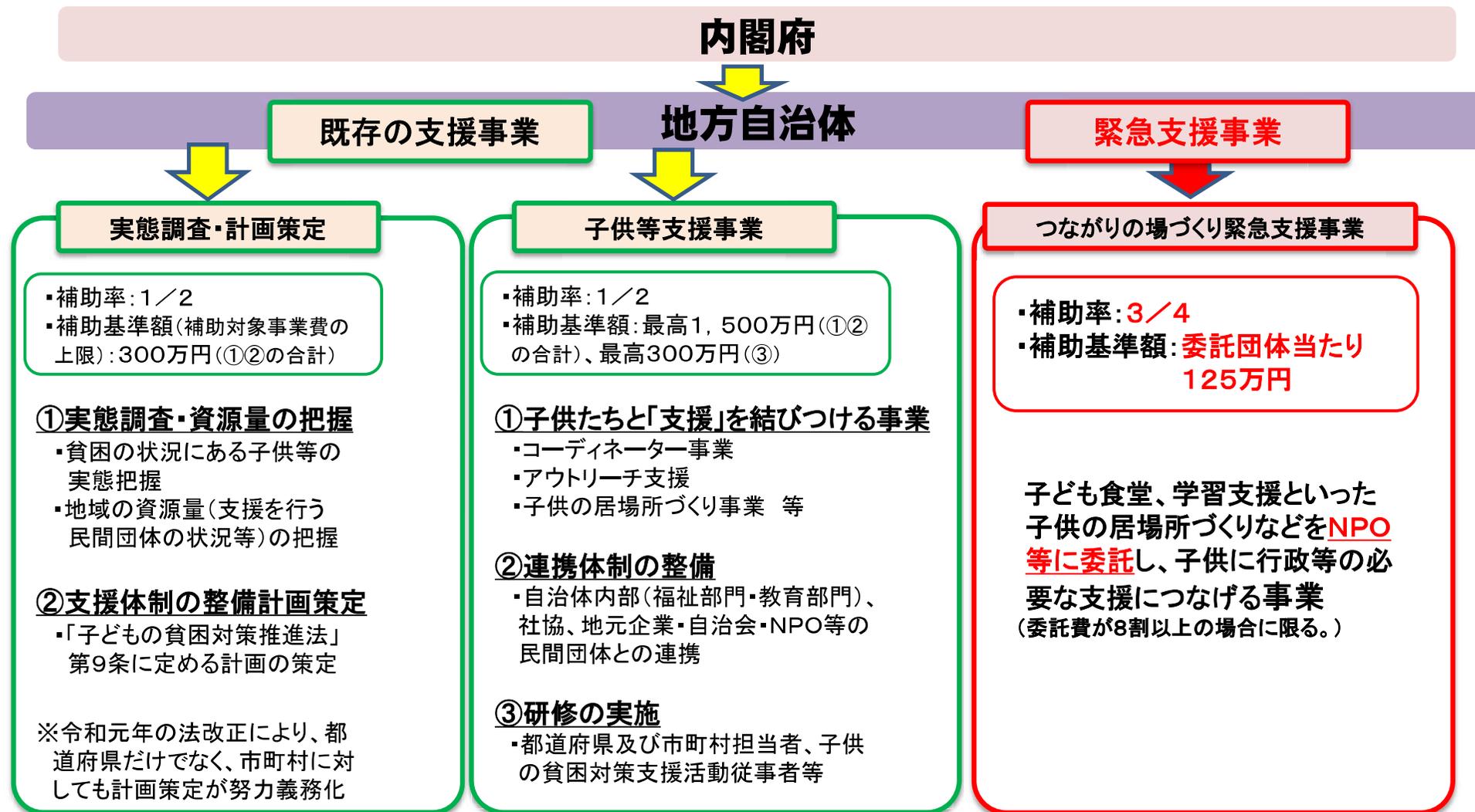
- ①フードバンクへの支援
 - フードバンクに対し、生活困窮者向けの食品の受入れ・提供を拡大するための経費を支援。
 - 具体的には、食品の受入れ・提供に必要な運搬車両、一時保管用倉庫（冷蔵・冷凍庫含む）、入出庫管理機器等の賃借料を支援。
 - **新たに**、従来の予算の補助対象（スタートアップ団体）のみならず、**全団体を補助対象**に、**補助率10/10**で支援。
- ②国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業における子ども食堂への食材調達費の補助
 - 食育に取り組む子ども食堂の食材の調達費を支援。
 - 子ども食堂への1取組当たりの**補助金の下限を半減**（100万円 → **50万円**）、**実施施設数の要件を半減**（20施設以上 → **10施設以上**）。

【事業スキーム】



NPO等が行う子供の居場所づくりに係る地方自治体への補助の拡充

地方自治体による多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援する地域子供の未来応援交付金の支援を拡充し、コロナ禍の中で子供が社会的孤立に陥らないよう、子ども食堂など子供たちと「支援」を結びつけるつながりの場をNPO等へ委託して整備する地方自治体へ緊急支援を行う。

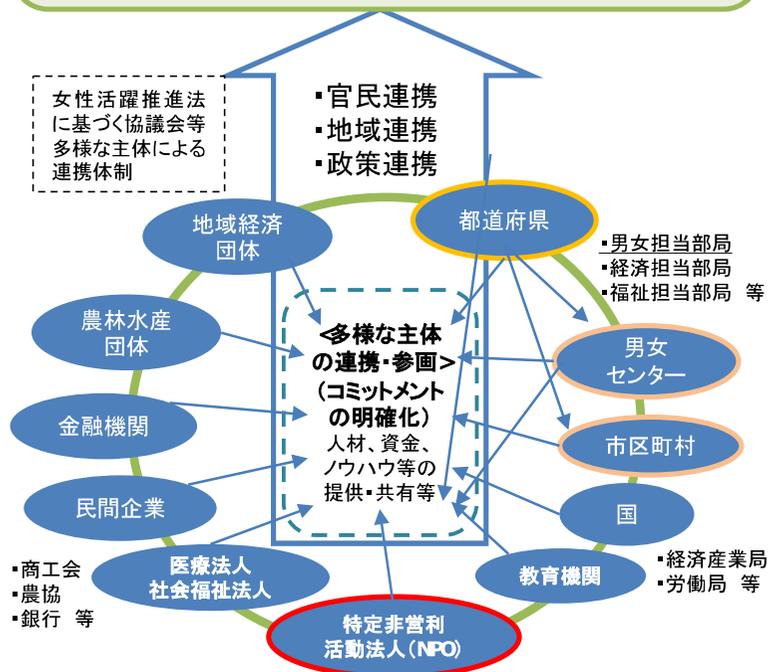


NPO等が行う困難を抱える女性に寄り添った相談支援等に係る地方自治体への補助の拡充

地域女性活躍推進交付金について、時限的に、地方自治体が、コロナ禍で困難を抱える女性に寄り添った相談支援等をNPO等に委託した場合に国の補助率を引き上げる。

<地域における女性活躍の推進・課題解決>

- 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」
(新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援、ポストコロナを見据えた女性デジタル人材の育成、女性の登用拡大等)



【交付対象】

地方公共団体

【補助率】

- ①活躍推進型、②寄り添い支援型：1/2
- ③つながりサポート型(仮称)：3/4

【交付上限】 各区分ごと

都道府県 800万円(注)
政令指定都市 500万円
市区町村 250万円

ただし、③は一律1125万円

注) 推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

① 活躍推進型

女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大を推進

② 寄り添い支援型

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就労までつなげていく支援

③ つながりサポート型(仮称) ※追加措置部分

孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用(総事業に占める委託の割合が3/4以上)したきめ細かい支援

NPOによるアウトリーチ型の相談、居場所の提供、NPOスタッフ、男女共同参画推進員、民生委員等、相談や支援を行う人材の養成 等

地方公共団体
(関係団体と
連携)

申請

交付

内閣府

情報提供

他の地域の

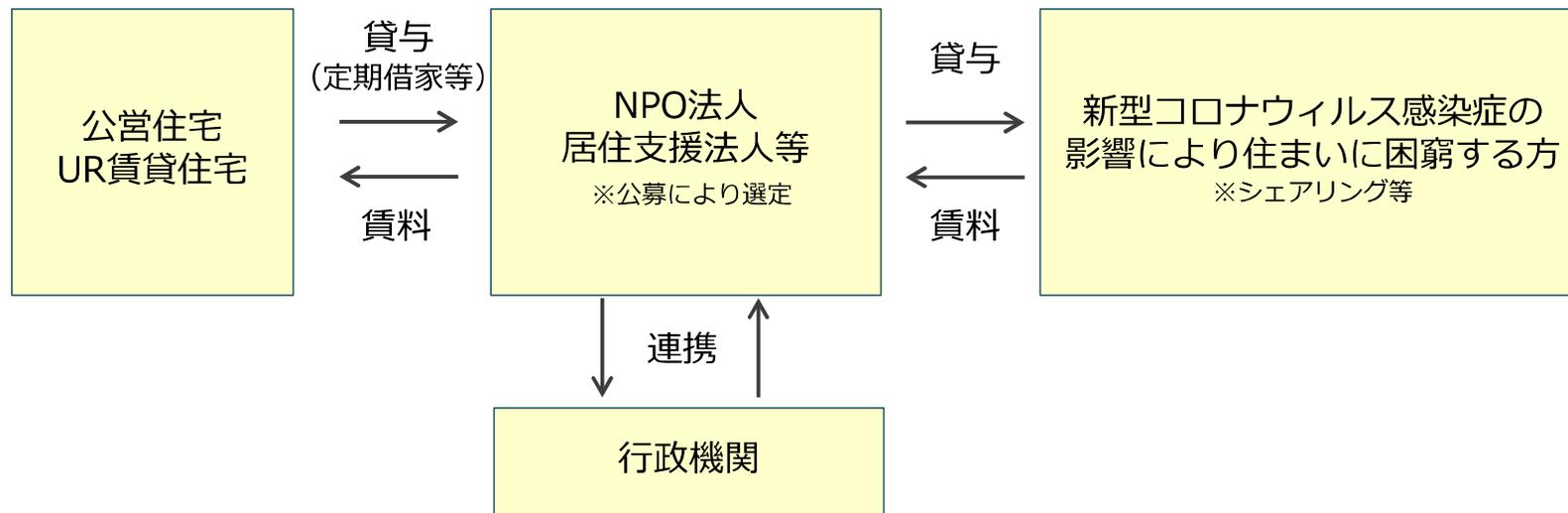
- 地方公共団体
- 地域経済団体 等

公的賃貸住宅の空き住戸をNPO等へ低廉な家賃で貸与し、 就労等を見据えた自立支援を行う仕組みの創設

公営住宅や建替え予定等のUR賃貸住宅の空き住戸を、NPO法人等に対して定期借家等により低廉な家賃で貸与。当該NPO法人等が新型コロナウイルスにより住まいに困窮する者にシェアリング等の形で転貸することで、就労等を見据えた自立支援を行う仕組みを創設。

【事業スキーム】

- ・公営住宅については、本来入居対象者の入居を阻害しない範囲で、空き住戸を活用。目的外使用に当たり大臣承認手続きを簡素化（地方整備局等への事後報告で可）（4月1日施行）。
- ・UR賃貸住宅については、URが居住支援法人等を公募し、一定期間、低廉な家賃で空き住戸を貸与。居住支援法人等が、住まいの提供や就労等を見据えた居住者の自立支援等を実施（4月以降に実施）。
※UR賃貸住宅の本来の入居希望者への供給やUR全体の経営に支障が生じない、かつ、現入居者に著しい影響のない範囲で行う。



NPO等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助の拡充

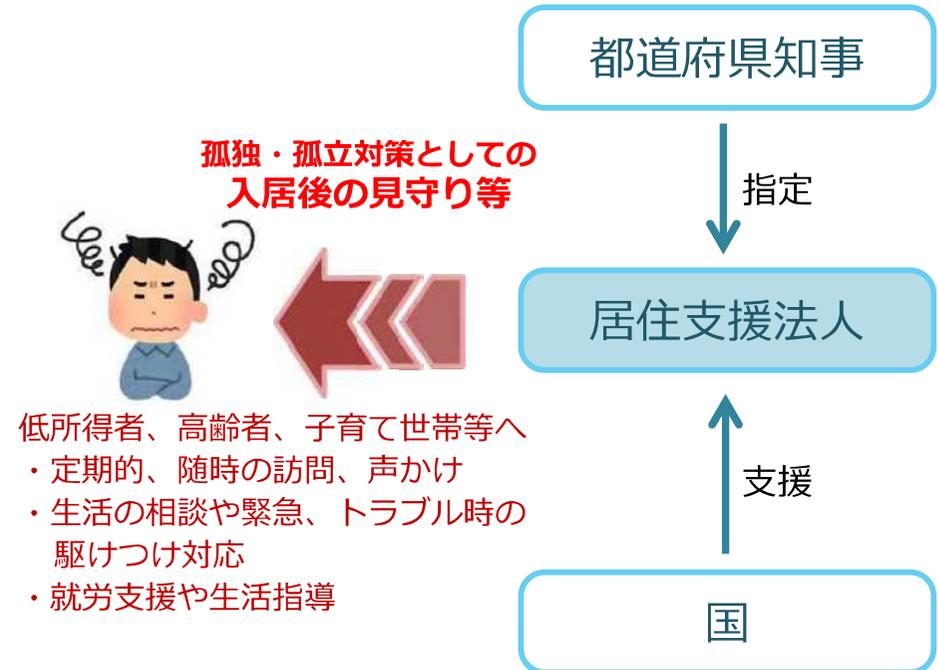
NPO法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助事業につき、入居後の見守り等の支援活動を行う場合に、補助上限額を200万円引上げ。

● 居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人
- ・ 都道府県は、低所得者、高齢者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能
- ・ 367者（47都道府県）が指定（R3.2.26時点）

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等



● 居住支援法人への支援（居住支援協議会等活動支援事業）

- ・ 居住支援法人が行う次の活動に対する補助
①入居前支援 ②入居中支援 ③死亡・退去時の支援 ④セミナー・勉強会等の開催（①は必須、②～④は任意）
- ・ 補助上限額：1,000万円※（補助率10/10）交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付

※ **孤独・孤立対策として見守り等を実施する場合は補助上限額1,200万円**

外国人向け居住支援を行う場合は、補助上限額1,200万円

（注）令和3年度予算案における措置も含む。

1. 生活困窮への支援

- 緊急小口資金等の特例貸付の継続・件数の増加
 - 今般の緊急事態宣言を踏まえ新規貸付・再貸付を4月以降も継続
 - 償還免除要件を明確化（資金種類ごとに住民税非課税世帯を一括償還免除）
 - 女性・非正規・ひとり親向け要件を明確化
- 住居確保給付金の支給が一旦終了した者への再支給の4月以降の継続
- セーフティネット強化交付金による不安定居住者に対するアウトリーチ・一時的な居所確保の強化
- 生活保護の扶養照会や転居指導などに係る弾力的な運用の周知・徹底
- J-LODIive補助金等を通じたフリーランスなどイベント出演者やスタッフの支援

2. ひとり親世帯等への支援

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）の支給
- 高等職業訓練促進給付金に係る訓練受講期間の柔軟化とデジタル分野を含む対象資格の拡大
- 償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付の創設
- ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制の強化
- 養育費の確保（不払い解消）に向けた取組の強化

3. 休業者・離職者への雇用支援

- 大企業のシフト労働者等への新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の適用
- 小学校休業等対応助成金の申請をしない企業で働く保護者が直接支給を申請できる仕組みの導入
- 企業による休業手当の支払や雇用調整助成金における適切な申請に向けた働きかけ
- 雇用調整助成金の特例措置の継続（緊急事態宣言の解除月の翌々月からは感染拡大地域・業況の厳しい企業の特例を導入）
- 在籍型出向による雇用維持への支援（産業雇用安定助成金の創設、産業雇用安定センターによるマッチング等）
- マザーズハローワーク等専門窓口でのきめ細かな就労支援
- 新型コロナの影響による離職者（シフト減で実質的に離職状態にある方を含む）を試行雇用する事業主へのトライアル雇用助成金による支援、感染症対策業務等による雇用創出（10万人規模）、人材確保等促進税制等

4. 職業訓練の強化・ステップアップ支援

- 求職者支援制度など職業訓練の抜本的拡充
公共職業訓練の受講者を50%増（約15万人を目標）、求職者支援訓練の受講者を倍増（約5万人を目標）
 - 職業訓練の期間・時間を柔軟化、**デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増**（約5千人を目標）し、訓練内容を多様化
 - 職業訓練受講給付金の特例措置（収入要件（8→12万円）・出席要件）の活用による**受給者倍増**（約2.5万人を目標）
- **介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度創設**
- 地域女性活躍推進交付金の活用による女性の学び直し・ステップアップ支援
- デジタル技能学び直しのための「巣ごもりDXステップ講座情報ナビ」の利用推進
- コロナ対応ステップアップ相談窓口の設置
- 一人ひとりの求職者の状況に合わせた職業相談や職業訓練の実施（オンデマンド型のオンライン訓練等）
- 職業訓練等の実績を把握し、フォローアップ

5. NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等

- **NPO等が行うきめ細かな生活支援等や自殺防止対策（SNSを通じた相談等）の強化**（セーフティネット強化交付金、地域自殺対策強化交付金）
- **フードバンクへの支援、子ども食堂等への食材提供に係る補助の拡充**
- **NPO等が行う子供の居場所づくり（子ども食堂、学習支援等）に係る地方自治体への補助の拡充**（地域子供の未来応援交付金）
- **NPO等が行う不安を抱える女性に寄り添った相談支援等に係る地方自治体への補助の拡充**（地域女性活躍推進交付金）
- **公的賃貸住宅の空き住戸をNPO等へ低廉な家賃で貸与し、就労等を見据えた自立支援を行う仕組みの創設**
- **NPO等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助の拡充**

6. 政府支援施策の大規模かつ戦略的な広報

- 政府広報、SNSの活用等